

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 日

協同組合日本飼料工業会事務局御中
一般社団法人日本科学飼料協会事務局御中
一般社団法人ペットフード協会事務局御中
飼料輸出入協議会事務局御中
自由販売証明書申請御担当者 殿
EU 向け輸出ペットフード等の適合事業場の御担当者 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
課長補佐（飼料検査指導班担当、愛玩動物用飼料対策班担当）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の施行に伴う見直しについて

本年 4 月 1 日以降の農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）の施行に伴う各種手続きの変更については、本年 2 月 19 日及び 3 月 16 日付け事務連絡でお知らせしているところです。

このことに関し、本日以降、輸出飼料等（飼料、ペットフード及び飼料添加物）に関する自由販売証明書については、別添 1 の「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要綱」に基づき発行され、また、英国及び欧州連合（EU）域内に輸出するペットフード等の製造施設の認定については、別添 2 の「英国及び欧州連合向け輸出ペットフード等の製造施設の認定要綱」に基づき認定されることとなりましたので、御了知いただきますようお願いいたします。これらの発行又は認定の手続きについては、当省ウェブサイトの以下のページを参照いただきますようお願いいたします。

○ 輸出飼料等の自由販売証明書の発行

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/cfs.html>

○ 英国及び欧州連合域内に輸出するペットフード等の製造施設の認定

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/170306.html>

また、上記事務連絡では、本日以降、輸出飼料等の自由販売証明書に関し、

- ① 輸出証明書発給システム（オンラインシステム）での申請をお願いしていること
 - ② 本システムを利用いただくためには、事前に、地方農政局等に利用申請書等を提出し、ユーザーID を取得していただく必要があること
 - ③ また、事前に、地方農政局等に対して、輸出飼料等の製造所又は加工所の情報（名称、住所等）の本システムへの登録について依頼いただく必要があること
- についてお知らせしていたところです。このことについて、②及び③の手続きに関して

は、別添3の「輸出証明書発給システムについて」及び当省ウェブサイトの以下のページ（食料産業局輸出先国規制対策課のページ）を参照いただきますようお願いいたします。

https://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei_system.html

（連絡先）

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課

飼料検査指導班 山多、三谷

愛玩動物用飼料対策班 岡村、清水

Tel: 03-3502-8702 又は 03-6744-1708

E-mail: feed_cfs@maff.go.jp